

富士山静岡空港に係る
環境監視計画

平成 26 年 4 月 1 日

静岡県

平成 27 年 9 月 7 日 改正
平成 29 年 7 月 18 日 改正
平成 30 年 7 月 10 日 修正

1 環境監視の目的

平成 20 年 3 月 24 日に策定した「富士山静岡空港開港後の環境監視計画（平成 21 年度～平成 25 年度）」（以下、「開港後の環境監視計画」という。）に基づく環境監視終了後も、引き続き、静岡空港の存在及び利用が周辺環境に及ぼす影響を把握し、必要に応じて適切な措置を講じることにより周辺環境の保全を図ることを目的とする。

< 環境監視計画の位置付け >

平成 7 年 1 月 31 日に公告した「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（以下、「環境影響評価書」という。）第 7 章の 2 の開港後の公害の防止及び自然環境の保全のために行う環境監視調査の基本となる計画

2 本計画の内容

調査項目、調査地点、調査時期等の環境監視計画の具体的な内容は、開港後の環境監視計画に基づく監視結果、環境影響評価書の内容、今後の事業計画、静岡空港環境監視機構（平成 9 年度～平成 26 年度）の提言等を踏まえて設定している。

また、航空機騒音及び電波障害に関する調査については、航空機騒音対策事業に係る協定（以下、「騒音協定」という。）に基づき、2 市 1 町（島田市、牧之原市、吉田町）の空港関係団体及び 2 市 1 町との協議を踏まえて設定している。

なお、必要に応じて、静岡空港環境監視会議（平成 27 年度設置）からの提言、騒音協定に基づく協議を踏まえ、調査内容、監視体制の見直しを行う。

3 計画期間

本計画は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間を対象とする。

4 環境監視の実施

(1) 環境監視の手続き

環境監視の手続きは次のとおりとする。

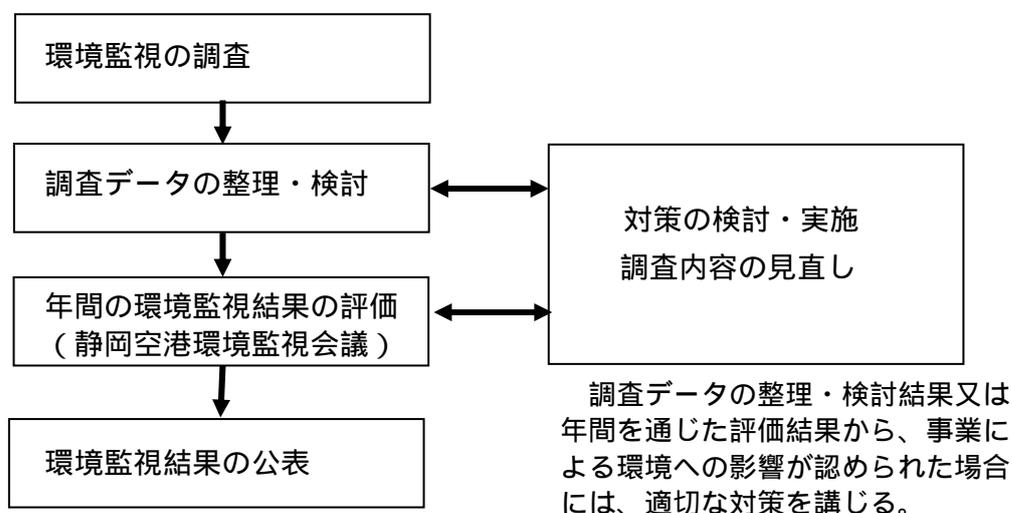


図 4. (1) 環境監視の実施手順

(2) 環境監視の調査

本計画に基づいて適切に実施する。

(3) 調査データの整理・検討

環境監視によって得られた調査データを適宜整理・検討する。

(4) 環境監視結果の評価

環境監視結果は、毎年1回以上静岡空港環境監視会議に報告し、公正・中立な評価を受ける。

その際、環境保全目標の達成状況に加え、開港後の環境監視計画に基づく調査結果との経年的な変化を整理するなど、できる限り客観的な評価を行う。

(5) 対策の検討・実施

環境監視結果や住民からの相談・通報等により、空港周辺地域の環境に何らかの異常があると認められる場合は、関係機関と連携するなどして原因を調査するとともに、事業による影響が認められる場合には、適切な対応を行う。

(6) 環境監視結果の公表

環境監視結果は、静岡県、関係市町の関係機関、空港関係団体に報告するとともに、県庁舎や空港ターミナルビルの情報コーナー等への配架、空港ホームページへの掲載等を通じて一般公開するよう努める。

(7) 環境要素別の調査内容

ア 生活環境項目

生活環境項目の調査概要を表 7.1 に表す。

表 7.1 生活環境項目の調査概要

調査項目	環境保全目標	調査内容	調査地点	調査時期・頻度		調査方法
				毎年	夏季、冬季 (年2回：原則として連続した 7日間/回)	
航空機騒音	Lden が 57dB 以下である こと	空港周辺の航空機騒音 (Lden、WECPNL、 $L_{A, Smax}$)	[短期測定] (図 7.1 参照) 住宅地等 7 地点	毎年	夏季、冬季 (年2回：原則として連続した 7日間/回)	Lden 「航空機騒音に係る環境基準について」(平成 19 年環境省告示第 114 号) 「航空機騒音・評価マニュアル」(平成 27 年 10 月環境省) 「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731) に準拠する。 WECPNL、 $L_{A, Smax}$ 「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示 154 号) 「航空機騒音監視測定マニュアル」(昭和 63 年環境庁大気保全局) 「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731) に準拠する。 調査箇所における静岡空港の離陸、着陸に係る航空機騒音を測定し、 航空機騒音に係る環境基準で評価指標とされている Lden、W 値(WECPNL)及 び、 $L_{A, Smax}$ のパワー平均を求める。
			[常時測定] (図 7.1 参照) 滑走路延長上の飛行経路直 下の 2 地点	毎年	常時	
アクセス 道路の騒音 ・振動	大部分の地域住民が日常 生活において支障がない 程度 道路騒音環境基準 昼間 70dB 以下、 夜間 65dB 以下 道路交通振動要請限度 昼間 70dB、夜間 65dB	道路交通騒音 (等価騒音レベル： L_{Aeq}) 道路交通振動 (80%レンジの上端値： L_{10}) 交通量 (3 車種分類：大型車、小型車、 二輪車)	空港周囲部の道路：3 地点 (図 7.2 参照) ・島田市湯日(吹木) ・島田市湯日(原の平) ・牧之原市坂部	適宜	空港周辺区域における造成工 事等の実施などにより、建設機 械の稼働や交通量が増加した 場合、実施(年 1 回)	道路交通騒音は日本工業規格 Z 8731 に定める方法 道路交通振動は日本工業規格 Z 8735 に定める方法 道路騒音・振動の測定時間帯に方向別車種別(3 車種分類：大型車、 小型車、二輪車)交通量を測定
水質汚濁 (空港の利用)	・BOD を 10mg/L 以下 ・SS を 20mg/L 以下 ・T-N を 20mg/L 以下 ・T-P を 2 mg/L 以下 ・BOD を 3 mg/L 以下 ・SS を 25mg/L 以下 ・T-N・T-P 現状の水質を著しく 悪化させないこと	水素イオン濃度(pH) 生物学的酸素要求量(BOD) 浮遊物質(SS) 全窒素(T-N) 全リン(T-P) n-ヘキサン抽出物質 大腸菌群数(浄化槽排水のみ)	[浄化槽放流水] (図 7.3 参照) 浄化槽放流口 1 地点	毎年	毎月(年 12 回)	水質汚濁の環境基準等に係る測定方法及び日本工業規格(JIS)に定める 方法 pH: JIS K 0102 12.1 BOD: JIS K 0102 21 SS: JIS K 0102 14.1 T-N: JIS K 0102 45.4 T-P: JIS K 0102 46.3 n-ヘキサン抽出物質: JIS K 0102 24.2 大腸菌群数: JIS K 0102 72.3
			[河川水] (図 7.3 参照) 坂口谷川 1 地点(唐木田橋) 湯日川 1 地点(元水橋)	毎年	四季(年 4 回)	
" (工事の実施)	・SS を 100mg/L 以下	浮遊物質(SS)	[調節池下流河川] 調節池内で、浚渫等工事を実 施する調節池下流河川	適宜	工事施工業者が実施する調査 において、濁度(カオリン)の値 が 85 を超えた場合に実施	
電波障害 (事象調査)	空港の利用による電波障 害への影響を最小化	航空機の運航による電波障害 の発生に係る相談内容及び電 波受信状況	航空機の運航による電波障害 に係る相談が寄せられた地域 や住居	適宜	相談が寄せられた場合に実施	個別受信地域：電波測定車の路上調査及び相談が寄せられた住宅の 受信機の調査 共聴施設：共同受信施設の受信機や受信アンテナ近傍で測定機器に よる調査
低周波音 (事象調査)	大部分の地域住民が日常 生活において支障がない 程度	航空機の運航による低周波音 の発生に係る相談内容	航空機の運航による低周波音 が発生していると考えられる 相談が寄せられた地域や住居	適宜	相談が寄せられた場合に実施	低周波音の発生、心理的・生理的影響、物的影響の状況をヒアリングによ って把握

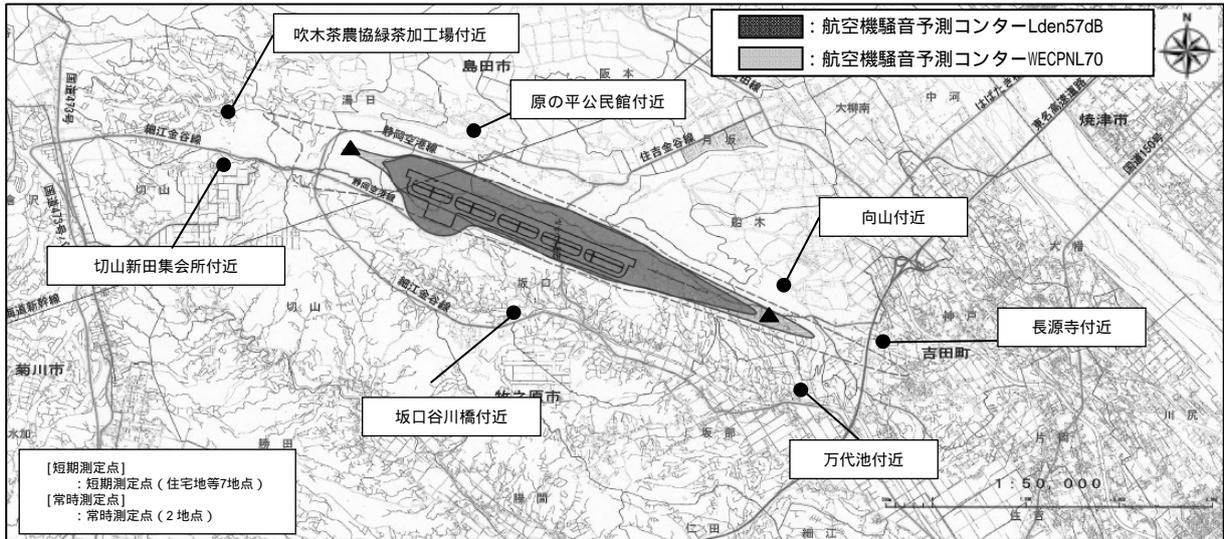


図 7.1 航空機騒音の調査地点

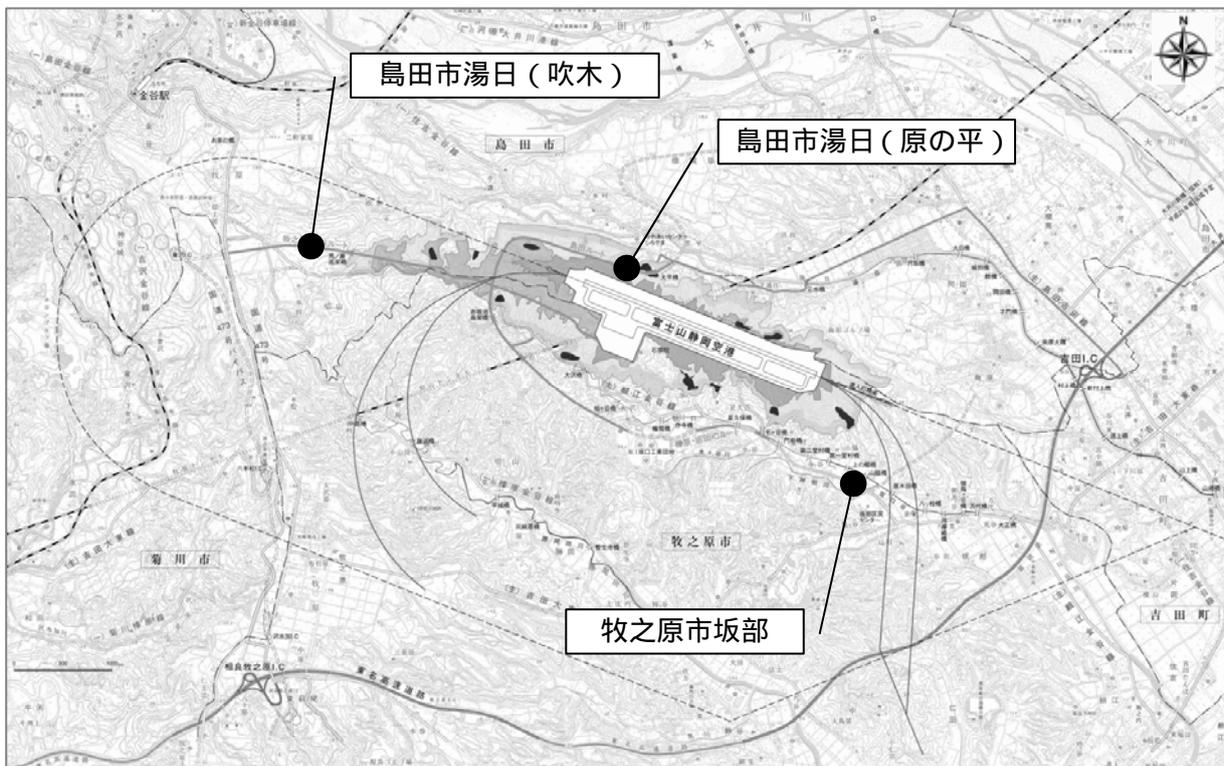


図 7.2 アクセス道路の道路交通騒音・振動の調査地点

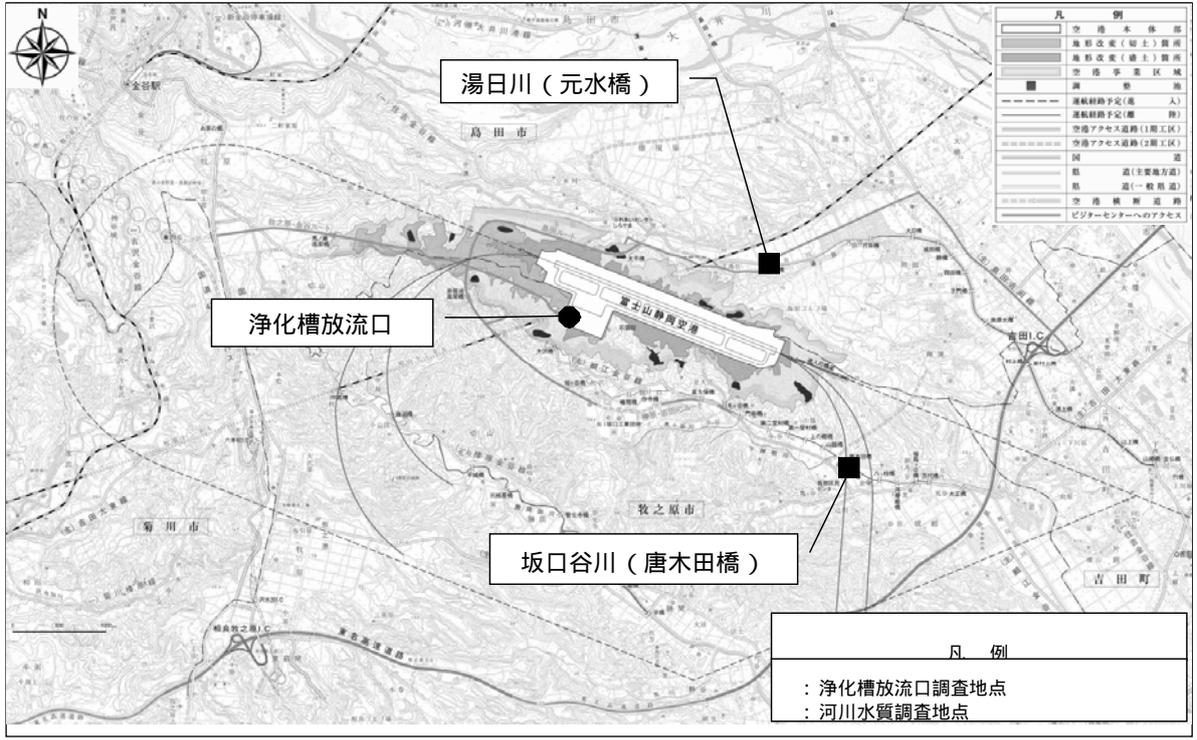


図 7.3 水質汚濁の調査地点

イ 自然環境項目

自然環境項目の調査概要を表 7.2 に表す。

表 7.2 自然環境項目の調査概要

調査項目	環境保全目標	調査区分	調査地点・範囲	調査時期・頻度	調査期間・調査年次					調査方法
					1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
植物・動物	空港用地内の適正な管理により、貴重種の保全、多様な生物生息環境の保全に努める。	植生復元地	植生復元地 (図 7.4 参照) ・盛土法面 ・石雲院東	秋季(年1回)						踏査調査、コドラート調査
		水辺環境の整備地	水辺環境の整備地 (図 7.5 参照) ・赤坂池ビオトープ ・千頭ヶ谷ビオトープ	植物：春季～夏季、秋季(年2回) 動物 カエル類：冬季(年5回) トンボ・蝶類：春季～秋季(年3回)						踏査調査
		フジタイゲキ	移植地 (図 7.6 参照)	年1回						踏査調査
		オオタカ	空港西側緩衝緑地帯 (図 7.7.1 参照)	冬季～夏季(繁殖期月数回程度) 繁殖状況により適宜見直し						繁殖状況調査
			空港周部約 4,000ha (西側緩衝緑地帯含む。) (図 7.7.2 参照)	冬季～夏季(繁殖期月数回程度) 繁殖状況により適宜見直し						繁殖状況調査

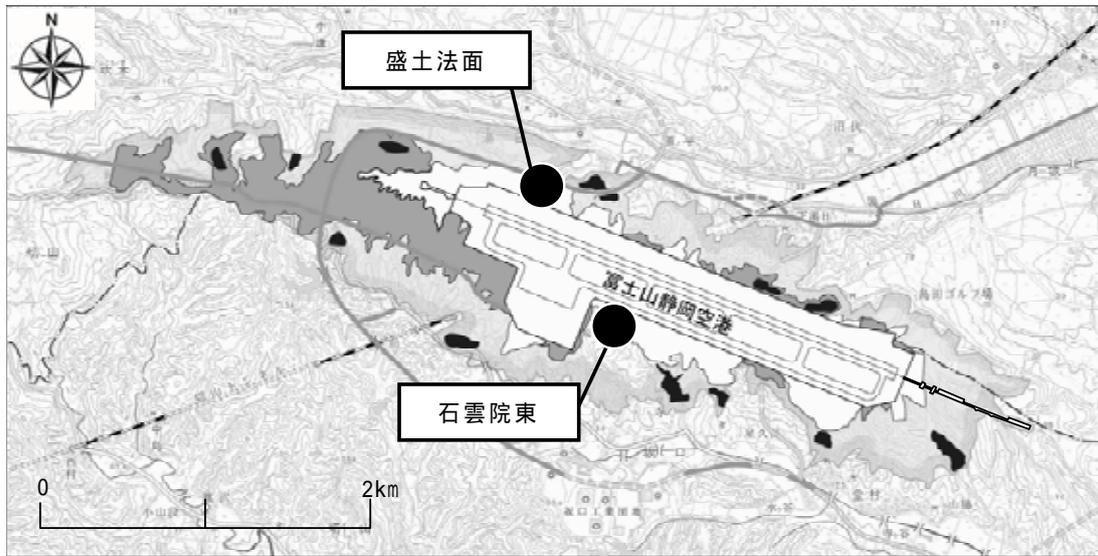


図 7.4 植生復元地の調査地点（盛土法面、石雲院東）

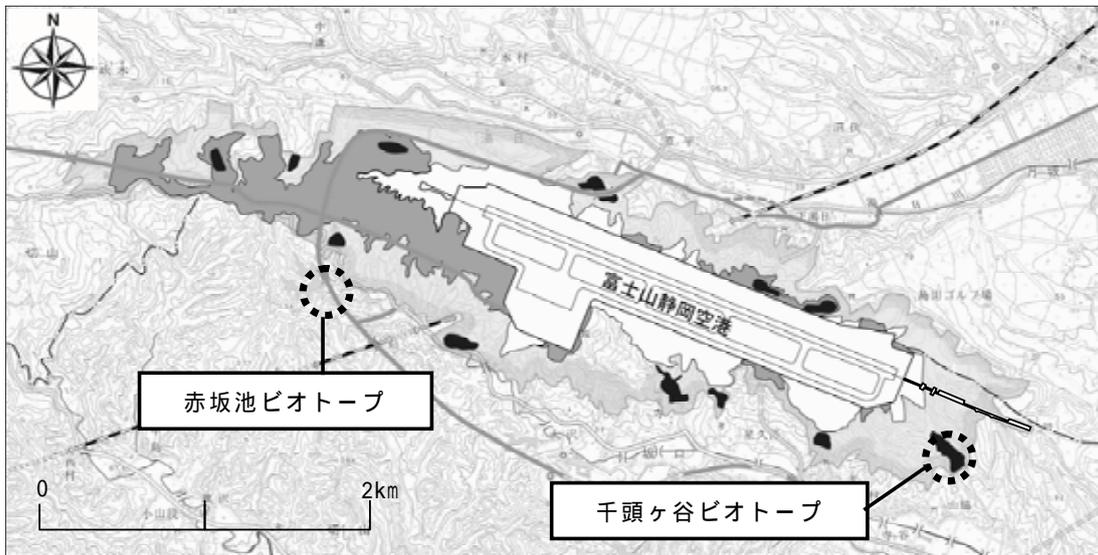


図 7.5 水辺環境整備地の調査地域

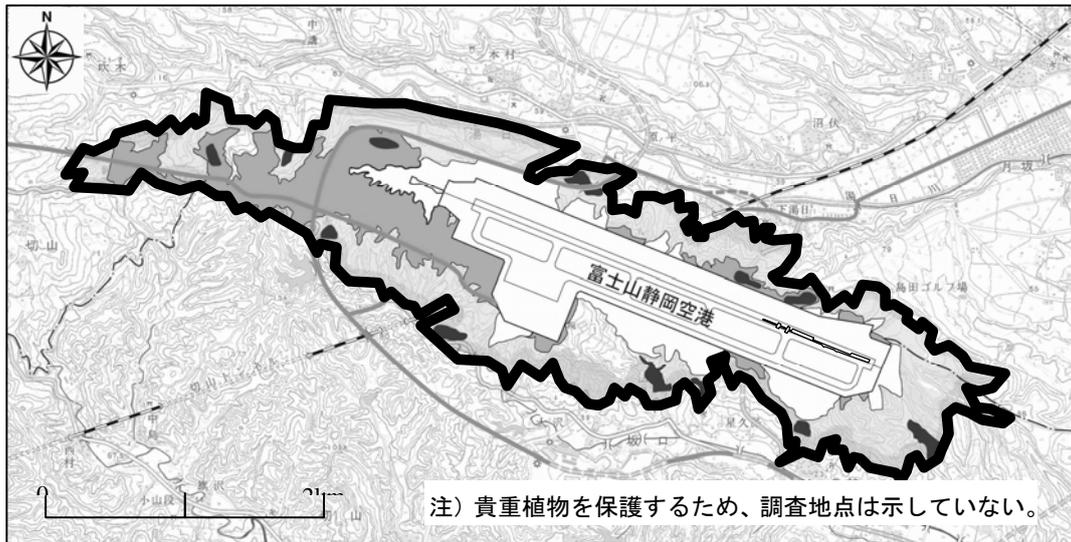


図 7.6 フジタイゲキの調査範囲

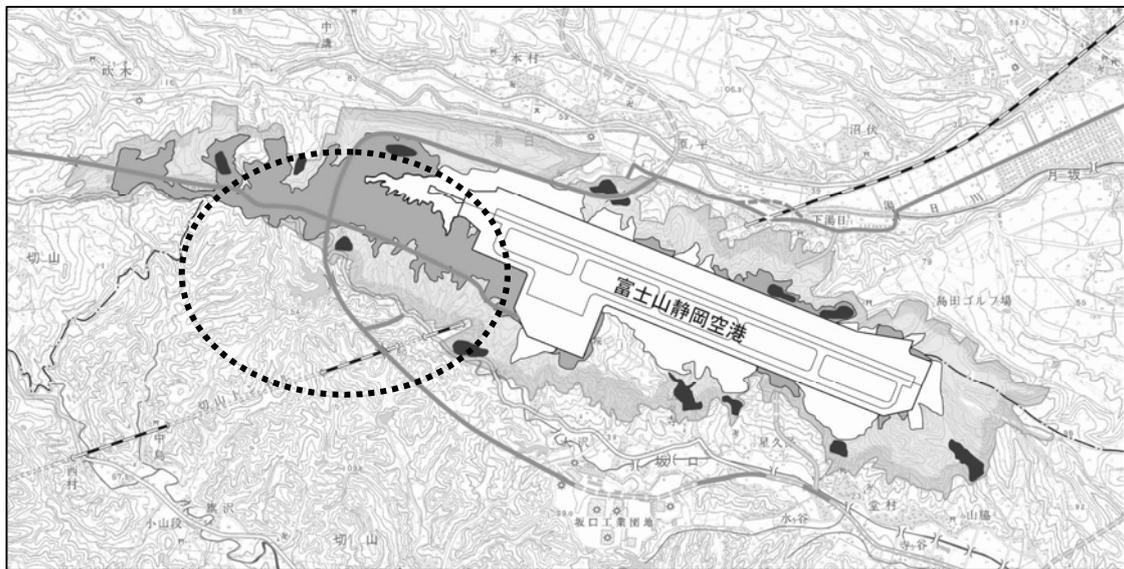


図 7.7.1 オオタカの調査範囲（空港西側緩衝緑地帯）

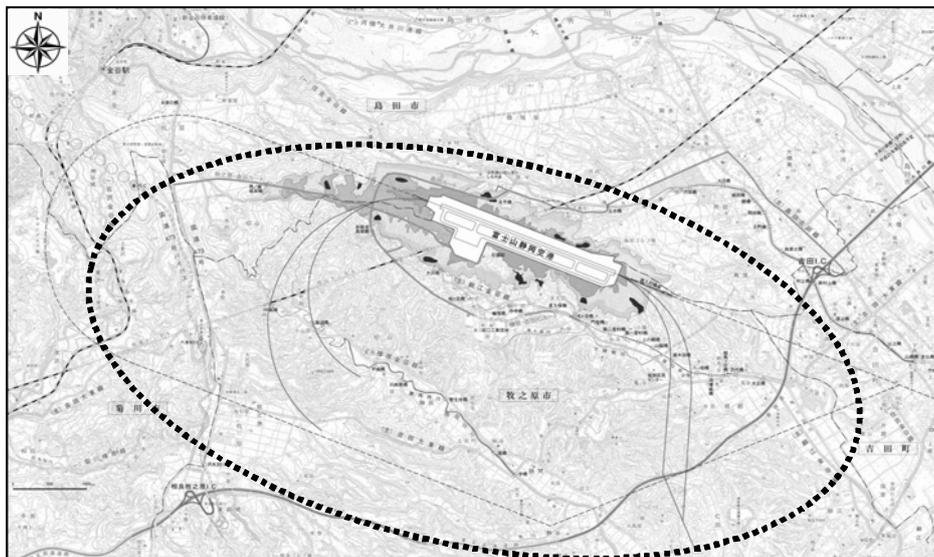


図 7.7.2 オオタカの調査範囲（空港周囲部約 4,000ha）